山梨県交通政策会議 設置要綱

(設置)

第1条 山梨県の総合的な交通体系の整備と、公共交通の維持・活性化を推進し、県民生活 の安定向上に資するため、山梨県交通政策会議(以下「交通政策会議」という。)を設置 する。

(協議事項)

- 第2条 交通政策会議は、次の事項について調査、研究及び協議する。
 - (1) 基本的かつ総合的な交通政策に関する事項
 - (2) 交通体系整備と公共交通維持・活性化のための情報収集、関係機関・団体との連絡 調整等に関する事項
 - (3) 公共交通の利用促進に関する事項
 - (4) 交通政策に係る県の計画に関する事項
 - (5) その他、交通体系整備及び公共交通維持・活性化に必要な事項

(組織)

- 第3条 交通政策会議は、委員30名以内で構成する。
- 2 委員は、学識経験者、行政機関、事業者及び利用者のうちから、知事が委嘱し、または任命する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第4条 交通政策会議に会長1人、副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。
- 3 会長は、交通政策会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 交通政策会議は会長が招集し、その議長となる。
- 2 必要に応じて、関係機関、関係団体、公共輸送機関の利用者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

- 第6条 交通政策会議は、第2条に規定する事項の一部に係る調査及び研究をさせるため、 専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に所属すべき委員については、会長が指名する。
- 3 所属する委員の互選により、部会に座長1人、副座長1人を置く。

4 専門部会には、必要に応じて、委員以外の学識経験者など関係者を所属させることができる。

(庶務)

第7条 交通政策会議の庶務は、山梨県リニア交通局交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、交通政策会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- この要綱は、昭和58年 5月25日から適用する。
- この要綱は、昭和60年 8月29日から適用する。
- この要綱は、昭和62年 7月 7日から適用する。
- この要綱は、平成 4年 4月 1日から適用する。
- この要綱は、平成 5年 6月25日から適用する。
- この要綱は、平成 6年 6月 1日から適用する。
- この要綱は、平成 7年 5月25日から適用する。
- この要綱は、平成 9年 9月 9日から適用する。
- この要綱は、平成12年 4月 1日から適用する。
- この要綱は、平成16年 4月 1日から適用する。
- この要綱は、平成19年12月26日から適用する。
- この要綱は、平成22年 4月 1日から適用する。
- この要綱は、平成23年 4月 1日から適用する。
- この要綱は、平成24年 7月 20日から適用する。